

「広陵町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の施行について

【策定の目的】

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、また、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に則して、町が所管する事務や事業において職員が適切に対応するために必要な事項を定めます。

【対象となる職員】

広陵町職員（非常勤職員・臨時・嘱託を含みます）

※ 地方公営企業や指定管理者制度導入の施設職員については、法の規定上は事業者であり、直接には対応要領の対象とはなりません。同等の対応を求めるものとします。

【障がい者とは】

障がい者手帳所持の有無に関わらず、障がいや社会的障壁により、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。外見だけではわからない障がいがあることにも理解が必要です。

【対応要領の内容】

不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく障がいのない人より不利に扱ったり、差別的取扱いをすることにより権利利益を侵害してはなりません。

- 例）
- ・対応可能であるにもかかわらず、障害があることを理由にサービスの提供を拒否する。
 - ・サービス提供の際に、他の人には付さない制限や条件を付ける
…など

合理的配慮の提供

障がいのある人から求めがあった時は、その実施に伴う負担が過重でない範囲で合理的な配慮を提供しなければなりません。

- 例）
- ・車椅子利用者に対応したカウンターを設置したり、窓口に筆談のための用具を備えておく
 - ・会議などでは出入りしやすい位置に席を配置する
…など

所属長の責務

- ・執務を通じて職員に認識を深めさせるよう努め、必要な環境整備を積極的に図ること。
- ・所管する業務において不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供についての相談や苦情があった時は適切に対応すること。

相談体制の整備

- ・職務中に障がい者差別等について相談を受けた場合の対応は、その事務事業を所管する課が行う。
- ・所管課で対応が困難な場合は障がい福祉担当課に連絡し、必要な対応を行う。
- ・必要に応じて、プライバシーに配慮しつつ関係課で情報を共有する。

研修・啓発

- ・全職員を対象に、障がいの特性とそれに応じた配慮についての理解を深めるため研修を行う。
- ・対応要領の施行をホームページ等で周知する。また、障がい者理解促進に向けてイベント等で住民への啓発を行う。

